

貸借対照表

(2024年 3月 31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額		金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	676,080,677	流 動 負 債	380,126,485
現 金 及 び 預 金	7,375,186	電 子 記 録 債 務	113,605,926
受 取 手 形	36,332,519	買 掛 金	93,310,665
電 子 記 録 債 権	24,876,940	CMS 借 入 金	67,819,604
売 掛 金	151,991,295	リ ー ス 債 務	4,335,927
商 品 及 び 製 品	83,740,482	未 払 金	29,908,551
仕 掛 品	222,698,155	未 払 費 用	29,928,059
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	81,618,658	未 払 法 人 税 等	0
前 払 費 用	5,014,800	預 り 金	16,056,470
未 収 入 金	43,205,742	契 約 負 債	102,576
未 収 法 人 税 等	19,226,900	環 境 対 策 引 当 金	5,704,900
そ の 他	0	未 払 消 費 税 等	19,353,807
		そ の 他	0
固 定 資 産	159,265,425		
有 形 固 定 資 産	142,059,590	固 定 負 債	169,883,600
建 物	1,739,705	長 期 借 入 金	120,110,518
構 築 物	5,177,500	リ ー ス 債 務	7,876,066
機 械 装 置	118,457,781	退 職 給 付 引 当 金	39,325,416
車 両 運 搬 具	1,715,151	環 境 対 策 引 当 金	2,571,600
工 具 器 具 備 品	4,021,503		
リ ー ス 資 産	10,947,950	負 債 合 計	550,010,085
建 設 仮 勘 定	0	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	285,336,017
無 形 固 定 資 産	6,822,959	資 本 金	100,000,000
ソ フ ト ウ ェ ア	6,337,114	資 本 剰 余 金	273,402,097
そ の 他	485,845	利 益 剰 余 金	△ 88,066,080
		利 益 準 備 金	0
投 資 そ の 他 の 資 産	10,382,876	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 88,066,080
繰 延 税 金 資 産	10,125,876	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 88,066,080
そ の 他	257,000		
		純 資 産 合 計	285,336,017
資 産 合 計	835,346,102	負 債 ・ 純 資 産 合 計	835,346,102

個別注記表

1. 重要な会計方針等

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

製品、仕掛品・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料、貯蔵品・・・移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

商品・・・・・・・・・・個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法を採用しております。

リース資産・・・

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

③環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、当該費用見込額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

製品の販売による収益は、製品の引き渡し時点で製品に対する支配が顧客に移転し履行義務を充足したと判断し、収益を認識することを原則としております。出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の間である場合、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式	2,000株
------	--------

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

以上